

障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査の概要

1 目的

令和5年度の第6次春日井市障がい者総合福祉計画の策定にあたり、障がい者の日常生活、社会生活におけるニーズや障がい福祉サービスの利用意向等について実態調査を行うとともに、一般市民に対しても障がい者への理解や意識等の調査を実施し、計画策定の基礎資料を得る。

2 調査の種類と方法

(1) 対象者及び調査内容

対象者	調査内容
障がい者手帳所持者、難病患者及びその家族	差別の有無、生活（就労・通園・通学など）の状況、悩み・困りごと、災害時の対応、市のサービスのニーズなど
一般の人	差別の有無、共生社会への意識など

(2) 配付及び回収方法

対象者の現住所へ郵送配付し、郵送回収する。ただし、一部施設利用者を除く。

※一般の人向けの調査については、ウェブでの回答を導入予定。

3 基本方針

(1) 本市の状況

ア 人口 309,011人（令和4年4月1日現在）

イ 手帳所持者数（令和4年3月31日現在）

手帳の種類	人数
身体障がい者手帳	9,587人
療育手帳	2,557人
精神障がい者保健福祉手帳	3,343人
難病患者	1,388人

(2) 第6次春日井市障がい者総合福祉計画の策定に係る基本方針

ア 障がい者総合福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に定める市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に定める市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画について、次の視点により一体的に策定するものとする。

（ア） 障がいの有無にかかわらず生活できる社会（共生社会）を実現するための施策を定めるものとする。

（イ） 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）を踏まえ、目標年度までにおける障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の目標値及び目標値達成のための方策を定めるものとする。

イ 令和4年度に実施する障がい者総合福祉計画の改定に伴うアンケート調査のほか、ヒアリング調査の結果や各種統計資料に基づき、本市の障がい者福祉施策の現状を分析し、反映した計画とする。

ウ 第5次春日井市障がい者総合福祉計画を始めとするこれまでの本市の障がい者等に関する計画や調査を踏まえた継続性のある計画とする。

エ 社会情勢や関係する法令・制度の動向に適応するとともに、地域の特色を明確化した計画とする。

オ 障害者基本計画及びあいち障害者福祉プランと整合する計画とする。

カ 第六次春日井市総合計画を上位計画とし、他の関連する行政計画と整合性のある計画とする。

(3) アンケート調査の方針

(2)の基本方針に則った計画策定を行うために必要な調査を実施し、その結果を集計分析することにより基礎資料を作る。

4 アンケート調査実施対象者の抽出

調査対象	人数
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者及びその家族	2,300人
一般	700人
合計	3,000人

5 スケジュール

別紙のとおり